

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1節 災害予防計画の基本方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは発生することが予想される災害に対し、町民の生命、身体及び財産の安全を確保するための予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための計画」、「災害に強い人づくりのための計画」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための計画」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための計画」及び「災害かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

1 災害に強いまちづくりのための計画

災害に強いまちづくりのための計画は、災害が発生したとしても被害を最小限に止めるための計画である。主な内容は以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 風水害予防計画 | (7) 危険物施設等の災害予防計画 |
| (2) 土砂災害予防計画 | (8) ライフライン施設等災害予防計画 |
| (3) 高潮等災害予防計画 | (9) 通信施設災害予防計画 |
| (4) 建築物等災害予防計画 | (10) 不発弾災害予防計画 |
| (5) 火災予防計画 | (11) 文化財災害予防計画 |
| (6) 林野火災予防計画 | (12) 農業災害予防計画 |

2 災害に強い人づくりのための計画

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や町民の防災行動力を向上させ、地震等に際して適切な行動がとれるようするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 防災知識の普及計画
- (2) 防災訓練実施計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 災害時要援護者安全確保体制整備計画
- (5) ボランティア計画

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策で、町及び防災関係機関における事前措置計画である。

- (1) 防災備蓄用品等の点検・整備計画
- (2) 避難所等整備計画
- (3) 交通確保・緊急輸送計画